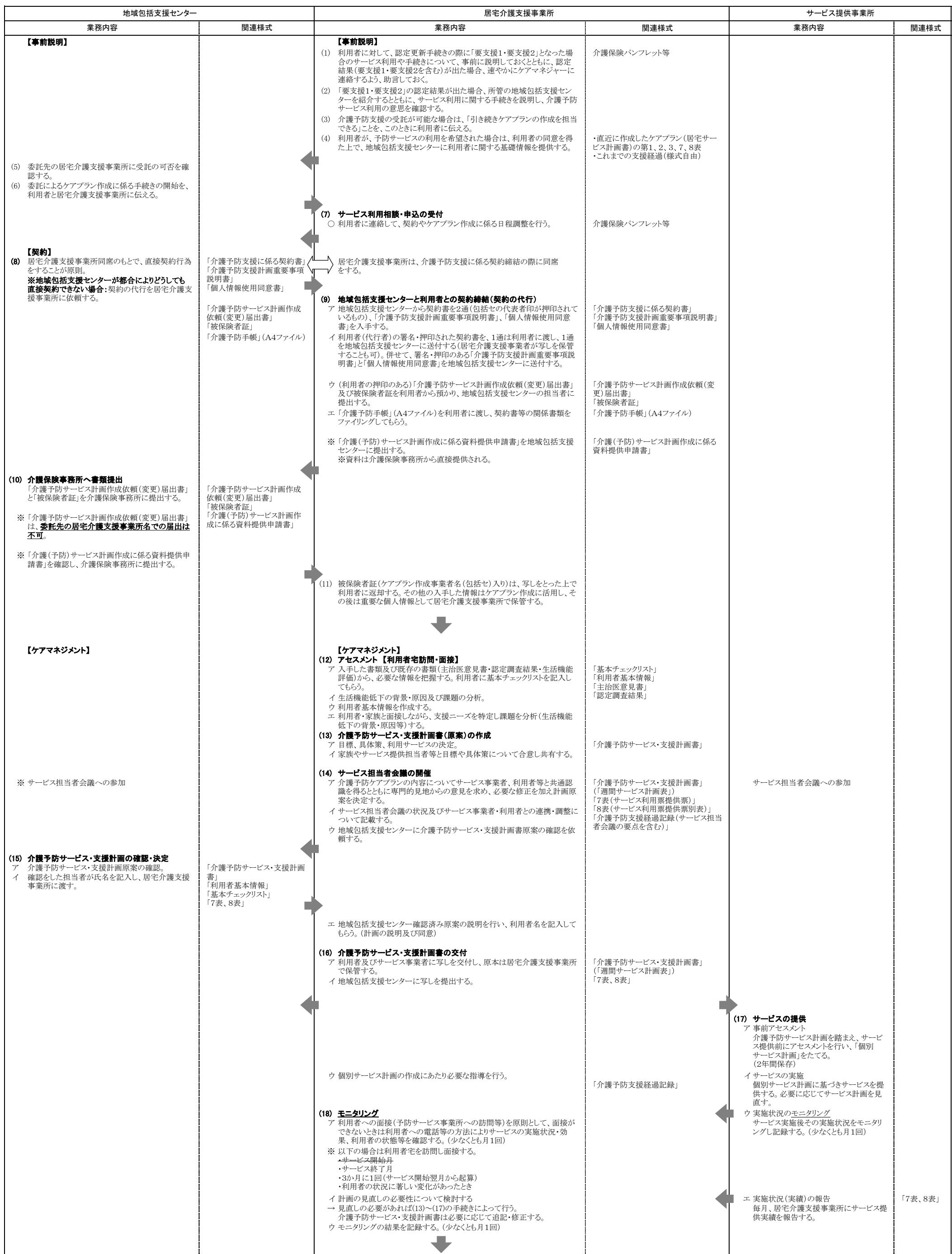


介護予防ケアマネジメントの事務の流れ

(1) 居宅介護支援事業所へ業務委託する場合

- 事前に地域包括支援センターと居宅介護支援事業所間で業務委託契約が締結されていることが必要。(介護保険法第115条の21第3項)
- 業務内容は、認定更新者を前提として委託可能な範囲をすべて委託した場合を想定したもの。
- 記入様式は国から示された標準様式を使用する。

平成20年7月版



【給付管理】

【給付管理】

(19) 給付管理業務

- ア サービス事業者から提出された「7表、8表」を利用者ごとに分類し、利用者に確認した実績と合致する。
(イ) 利用者ごとに分類した「7表、8表」をもとに「給付管理票」を作成する。
(ウ) 利用者ごとに分類した「7表、8表」及び「給付管理票」の写しをとり、1部を保管し、1部を地域包括支援センターに提出する。
※システム対応できる場合はFD等で提出可。この場合、写しは不要。
- 毎月7日(祝祭日により前倒しの場合あり)までに地域包括支援センターに提出する。
※システム対応できる場合は「給付管理票」「介護給付費明細書」をデータで提出する。

(20) 介護報酬の請求

居宅介護支援事業所から送られてきた「7表、8表」(「給付管理票」)をもとに国保連請求データを作成し、毎月10日までに提出する。
・「介護給付費請求書」様式第1
・「介護予防支援介護給付費明細書」様式第7の2
・「給付管理票」様式第11

「7表、8表」
「給付管理票」
「介護給付費明細書」

【評価】

【評価】

(22) 評価

- ア 事業所から事後アセスメントの結果報告を受けて、利用者宅を訪問・面接する。
イ 設定された目標との関係を踏まえ、効果の評価を実施する。
3か月～6か月に1回、計画の達成状況について評価を行う。
ウ 評価結果及び利用者・家族の状況を踏まえ、下記のようにサービスにつなぐ又は終了等の対応方針案を決定する。

改善	<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 変更申請 <input type="radio"/> 介護予防事業(特定高齢者に該当する場合)
維持	<input type="radio"/> 予防給付の利用を継続
悪化	<input type="radio"/> 変更申請

エ 「介護予防支援・サービス評価表」を作成し、地域包括支援センターと意見交換を行う。その意見を参考に今後の方針を決定する。

評価表の写しを地域包括支援センターに提出する。

オ 地域包括支援センターとの調整結果を利用者に伝える。必要に応じて、今後の支援計画について協議する。

カ 予防給付を継続する場合は、評価の結果をもとに(13)への手続きによって行う。このとき初回(前回)に作成した支援計画書に加筆修正又は新たに作成して対応する。

(21) 事後アセスメント

サービス実施後、その結果について事業所でアセスメントを行い、アセスメント結果を居宅介護支援事業所に提出する。

「介護予防支援・サービス評価表」

(23) 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認

ア 居宅介護支援事業所の作成した「介護予防支援・サービス評価表」に基づき今後の方針について適切かどうか判断し、適切でない場合は、作成者と詳細について意見交換し、方針の統一を図る。

イ 地域包括支援センター意見を記入し、居宅介護支援事業所に戻す。(写しを保管する)

「介護予防支援・サービス評価表」

※ 委託契約による介護予防支援業務の終了時

【主治医意見書(写)、認定調査結果(写)、介護保険被保険者証(写)、利用者基本情報、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表】を居宅介護支援事業所→地域包括支援センターへ提出し、地域包括支援センターでは2年間保管する。(介護予防支援等の指定基準第3章第28条)

(2) 居宅介護支援事業所が介護予防支援業務の受託ができない場合について

居宅介護支援事業所で現在ケアプランを作成している要介護1～5及び経過的要介護の利用者が、更新認定において新たに要支援1・2となり、その居宅介護支援事業所において介護予防支援業務を地域包括支援センターから受託できない場合には、居宅介護支援事業所から次の点についてご協力をお願いいたします。

■ 地域包括支援センターへの利用者基本情報の提供

利用者の同意を得た上で、原則として次に掲げる利用者の基礎情報を地域包括支援センターへ提供してください。

・直近に作成したケアプラン(居宅サービス計画書)の第1、2、3、7、(フェイシート)、(介護予防支援経過記録)

(3) 利用者が要介護認定を受けた場合について

要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合、指定居宅介護支援事業者への引き継ぎを円滑にするため、その利用者からの申出があった場合には、介護予防支援事業者は、利用者に対し直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(介護予防支援等の指定基準 第3章運営に関する基準 第14条、第4章介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第30条二十六)